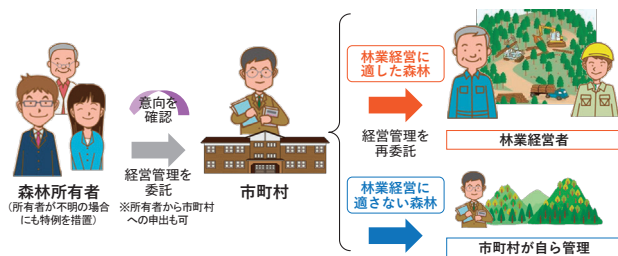


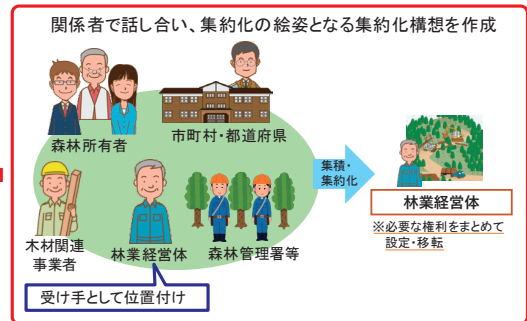
この仕組みの活用等も通じて、再生林の実施体制を備えた林業経営体が、森林を長期間経営し得る権利等を取得し地域の林業経営を担っていくことで、計画的かつ確実な再生林の実施が期待される。また、各地域において、林業経営体に森林を集積・集約化し、再生

資料 特-21 改正森林経営管理法における新たな仕組みの概要

■ 現行制度



■ 新たな仕組み：集約化構想制度の新設



■ 市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

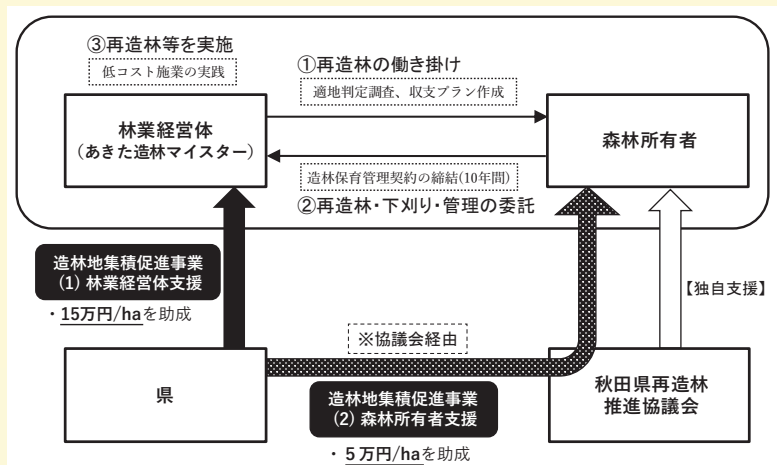
事例 特-1 秋田県における再生林拡大の取組

秋田県では、民有林の多くを占めるスギ人工林が利用期を迎え、素材生産量が増加傾向にある中、森林資源の循環利用の確立に向けて、再生林対策の強化を図っている。

同県では、高齢化や後継者不在などによる造林地の今後の管理等に対する不安感が、森林所有者の再生林意欲の喪失の大きな要因となっていることから、令和4(2022)年度から造林地を林業経営体に集める仕組みを導入している。本仕組みでは、再生林の働き掛けを行う「あきた造林マイスター」が在籍する林業経営体と、将来の森林の経営管理に不安を抱える所有者が10年間の「造林保育管理契約」を締結し、林業経営体が再生林や下刈り、造林地の管理を実施する。あきた造林マイスターは、省力・低コスト造林技術や造林の適地判定、収支プランの作成等の能力を有する者として同県が育成・認定しており、所有者の不安感と負担感の軽減・解消に貢献している。

また、造林保育管理契約に基づき再生林を実施する林業経営体と所有者に対しては、造林地集積促進事業により、再生林を実施した面積に応じて、同県と秋田県再生林推進協議会による支援措置が講じられている。

これらの取組により、秋田県における再生林面積は令和3(2021)年度の394haから令和6(2024)年度には約2倍の735haまで増加するなど、着実に成果が上がっている。



造林地集積促進事業の流れ